

千葉県児童家庭支援センター運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域の児童及び家庭の福祉の向上を図るため、本市内において児童家庭支援センターを設置運営する社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、児童家庭支援センターとは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第44条の2及び児童家庭支援センターの設置運営について（平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知）の別紙「児童家庭支援センター設置運営要綱」の定めるところにより設置される児童福祉施設をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、児童家庭支援センターにおいて実施する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業
- (2) 市町村の求めに応ずる事業
- (3) 関係機関との連携・連絡調整

(補助額)

第4条 補助金の額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない額に補助率を乗じた額とする。

- 2 市長は、既に規則第6条の規定による通知を行った場合において、別表に掲げる国庫補助基準額が改定され、当該改定後の国庫補助基準額（以下「新国庫補助基準額」という。）により算定した補助金の額が既に交付決定した補助金の額を下回るときは、新国庫補助基準額により算定した補助金の額により速やかに変更交付決定をするものとする。
- 3 前項の規定による変更交付決定をしたときは、千葉県児童家庭支援センター運営事業変更交付決定通知書（様式第4-2号）により通知するものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により、補助金の交付の申請をしようとするときは、毎年度、千葉県児童家庭支援センター運営事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 資金計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 補助事業の効果を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長

の承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 当該年度の国庫補助事業として認められた場合とする。
- (5) 規則及びこの要綱を遵守すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項
(交付決定等の通知)

第7条 規則第4条第3項及び第6条の規定による通知は、千葉市児童家庭支援センター運営事業補助金交付決定（不決定）通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更交付の申請等)

第8条 規則第5条第1項第1号の規定による承認を受けようとするとき、及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市児童家庭支援センター運営事業変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに千葉市児童家庭支援センター運営事業変更交付決定（不決定）通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 3 規則第5条第1項第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市児童家庭支援センター運営事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による中止（廃止）承認の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに千葉市児童家庭支援センター運営事業中止（廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により補助金の実績の報告をしようとするときは、千葉市児童家庭支援センター運営事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の経過及び成果を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、千葉市児童家庭支援センター運営事業補助金額確定通知書（様式第8号）によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市児童家庭支援センター運営事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求を

しようとするときは、千葉市児童家庭支援センター運営事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第12条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市児童家庭支援センター運営事業補助金交付決定取消通知書（様式11号）によるものとする。

（返還命令）

第13条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市児童家庭支援センター運営事業補助金返還命令書（様式第12号）によるものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、千葉市児童家庭支援センター運営事業補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表 (第 4 条関係)

基 準 額	対 象 経 費	補助率
<p>当該年度の国庫補助基準額（児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について（平成19年12月3日厚生労働省発雇児第1203001厚生労働事務次官通知）の別紙「児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金交付要綱」4の別表児童家庭支援センター運営等事業の項第3欄「1 児童家庭支援センター運営事業」</p>	<p>当該年度の国庫補助対象経費（児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について（平成19年12月3日厚生労働省発雇児第1203001厚生労働事務次官通知）の別紙「児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金交付要綱」4の別表児童家庭支援センター運営等事業の項第4欄「1 児童家庭支援センター運営事業」に規定する経費)</p>	<p>10/10</p>